令和5年度工事監查実施計画

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査

2 監査の対象

(1) 監査の対象工事流木低区配水本管布設替工事

- (2) 所管部課
 - ① 予算所管課 上下水道局上水道工務課
 - ② 設計等所管課 上下水道局上水道工務課
 - ③ 契約所管課 総務部契約検査課
- (3) 監査対象期間

令和3年度、令和4年度及び令和5年度事業(継続費)

3 監査の着眼点

(1) 計画

- ア 道路、公園等の管理者及び電気、ガス等の事業者との協議は、工事費用の負担方法等も含め、適切に行われているか。交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議が行われているか。
- イ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。
- ウ 当該工事について予算と整合がとれているか。
- エ 工事施工の決裁手続は適正に行われているか。

(2) 設計

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- エ 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。
- オ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- カ
 工期の設定は適切に行われているか。
- キ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- ク 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計となっているか。
- ケ 維持管理が容易な設計となっているか。

(3) 積算

- ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。また、歩掛及び単価は、施工の条件等を的確に反映しているか。
- ウ数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- エ 諸経費は適切に算出されているか。
- オ 排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。

(4) 契約

- ア 入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか。
- イ 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
- ウ 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。
- エ 入札保証金及び契約保証金の取扱いは適正に行われているか。
- オ 契約書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は 適正か。

(5) 施工

- ア 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は整備されているか。
- イ 設計図書どおり施工されているか。
- ウ 法令等を遵守して施工されているか。
- エ 一括下請負はなされていないか。施工体制台帳は整備されているか。施工体系図は適切に 現場掲示されているか。監理技術者等は適正に配置されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- カ 契約前に着工しているものはないか。
- キ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。
- ク 諸材料の出納及び保管は適切に行われているか。
- ケ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- コ 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。
- サ 工程管理及び品質管理は適切に行われているか.
- シ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- ス 工事が遅延した場合の措置は適切に行われているか。
- セ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
- ソ環境に配慮した施工がなされているか。

4 監査の主な実施手続

監査等の実施手続の選択については、岸和田市監査基準第16条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」
- (2) 現場に立会い、その実施状況を視察して正否を確かめる「立会」
- (3) 事実の存否について、写真その他の証拠書類、又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する「確認」
- (4) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (5) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (6) 事実の存否又は問題点等について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (7) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

第1委員会室及び工事現場

(2) 日程

ア実施通知

令和5年7月下旬

イ 監査実施日

令和5年10月31日(火)

書類調査:午前 実地調査:午後

6 監査の担当者及び事務分担

令和5年度岸和田市監査等年間計画のとおり

7 その他監査の実施上必要と認める事項

対象工事に係る技術調査業務を、民間事業者へ委託し実施する。その他については、必要に応じ別に定める。